

社説

○日佛條約の要領

との間に締結せられたる日佛通商航海條約は
本年二月一日我が天皇陛下の御批准あり此條約
本邦駐劄佛國特命全權公使と我が外務大臣と
の間に交換の手續を了したるが愈よ昨日の旨
報を以て其全文を公布せられたり此條約を具
るに其第廿四條に「本條約は調印の日より少
くも三箇年の間は實施せらるべきものとす」
とあり調印は明治二十九年八月四日に於てせ
られたるふとなれば之を實施せんには必ず明
治二十二年八月四日の後ならざるべからず政
府にては三十二年七月一日より總ての新條約
を實施する筈なりと是迄傳設せられたるもの全
く日佛條約の所定を悉知せざるものゝ聽説に
鑑鑒おこしをも知られたり惟て今回公布の
日佛條約を減ずるに大體は日英條約、日
債約等と異なる所の種なるを見れど最後に總
結せられたるだけに條文は簡にして寧ろ能く
盡せるものあり此條約の定むる所にして稍々
議論の種と成るべきやに思はるゝは日英、日
獨等の諸條約は其名の如く通商、航海に關する
ふとをのみ約定したりしに今岡の日佛條約
は内地に於ける工業の經營を相互に許容しな
るふと是れなり即ち日佛條約第四條の第一項
に曰く

するに當局者の度量狹隘にして徒に官私の差別に拘泥し官吏を探るにも教員を任ずるに至り本人が貰て精業したる學校の官立私立と詮索して特に其人の権利を異にするが如き愚る亦其だし我輩の感服せざる所なり租税を以て設立したるものゝ外に學校なきは國の名譽に非ず文部省は只學問の隆盛を計る可きのみ敢て窮屈なる思想を一掃せんみどを望むものなり

各條の中には日英條約等の一箇條を數箇條に分ち若くは數箇條を一箇條に合したるが如きるもの多しといへども約定の意志に變更なきは之を略し稍々新規なる一二箇條を抜配せんに定す

兩節盟國の一方の軍艦は最惠國の軍艦にして出入するを得る所の他の一方の諸港に出し碇泊し又は修繕を加ふるを得べし但し最惠國軍艦と同一の規則を遵守し又同一の名譽、利益、特典及び免除を享有すべし。

第十五條

兩節盟國の一方の保護を受くる所の會社所有の船舶などを認可車輛を取扱ふものは能の一方の保護を受ける所の車輛に對する同様の抑留、出港禁止の處分を受けてからざるものとす

又特許保護に關する第二十條に商標の外製造標といふを加へたるが如きも亦新規の二ならん又第二十四條の末項に「本條約第七條は佛蘭西政府に於て何時たりとも之を廢止する旨を通知するを得べし」といふの約定あり通知より一年を経て第七條は廢せらるゝを得るのみとなるが右第七條とは輸入税輸出税と輸出入の制限、禁止を最惠國と殆どならしむべきみどを規定せるものなり即ち佛蘭西が不均等の關稅を日本品に課せんとするとき何時いても第七條の廢止を通知し得るの都合なりと知るべし新條約或佛蘭西民地の中、詔耳日利へは適用するみどと轉し其他の殖民地へ適用せんとするときは批准交換より二箇年以内に通告めるべき筈なり右條約と共に定められたる關稅書は日英議定書と文書に於て大差なきも其附則項目は即ち左の如し

許與し或は輸入許可する事
遇、若くは貿易は當の一部に於て
民にも即時に且つ條件を附せずして之を許
與すべき事と兩締盟國に於て約定す
くて工業の文字を記入せり

○犯罪の美術

○日本鐵道重役會議　日本鐵道會社にては本日午後一時より理事委員會を開き種々協議する由なるが日本鐵道株主有志同盟會よりの交渉事件は無論議題に上るべしといふ爲め發起人總代井船茂作氏願書携帶本日出京する由

日本國皇帝陛下の特命全權公使たる下名は
帝國政府の特命を奉じ左のとぞ佛蘭西共和
國政府の外務大臣に宣言するの榮を有す
日本者國政府は一隻公使ありしも其の實權
又法典實施に關して督補公使が佛國政府に與
へたる公文は左の如し